

第四章 支那事変解決の努力

一、北部佛印進駐

昭和十五年六月二十日、佛国政府は、佛印を通ずる援蔣物資の輸送を禁絶することを承認し、これが監視の爲、大本營陸海軍部より派遣せられた機関は、七月二日以降北部佛印に常駐所を開設した。

然るに、佛印ルートはビルマルトと共に援蔣ルートの大宗であつて、単なる佛印政庁の取締と人員僅少なる日本監視機関の協力とを以てしては、その禁絶の完璧を期し得られなかつた。加へるに大本營は、ビルマルト遮断の爲、昆明方面に対する航空又は地上作戦遂行の根據地を、地理的關係上是非共北部佛印に求めらる必要があつた。当時ビルマルト禁絶に就ての日本の要求に対しては、英國は七月八日これ

を拒否する旨の回答を寄せていたのである。

かくして、前記「世界情勢の推移に伴う時局処理要綱」に於て、佛印に對する日本軍の軍事的要請を佛國をして答認せしめ、状況によつては、佛印に對し武力を行使することある旨が規定せられたのである。その軍事的要請とは、北部佛印に於ける日本軍限定兵力の通過及駐屯並にこれらに伴う所費の便宜供與等である。

右の爲の外交交渉は、東京に於て松岡外相とワシントン政府により任命せられていたアシリー佛國大使との間に進められ、八月三十日原則的諒解が成立し、兩者の間に公文が交換せられた。それが一般に松岡アシリー協定と呼ばれるところのものであつて、日本はこの協定に於て、佛國の主權及び領土の尊重と内政不干渉とを確約し、且この措置が支

那事變遂行の期間に限られるべきものなることを明かしたのである。  
これに依り兵力進駐に際する現地緬日交渉は、前記大本營佛印派遣  
機師長と佛印政庁との間に於て、九月四日一応成立を見たが、佛印側  
は、偶々九月五日発生した鎮南陵附近に於ける日本軍一部隊の誤認越  
境事件を理由としてこれが無効を主張した。已むなく現地交渉は更め  
て繰行せられ、九月二十二日午後四時三十分に至り漸く協定が成立し  
た。この間、佛印側の極力交渉を遷延させようとする態度が明かに認  
められ、大本營陸軍部に於ては、武力進駐を主張する參謀本部一部の  
強硬論と、平和進駐を主張する陸軍省の穩健論との応酬が、繰り返さ  
れ、東条陸相は、たとえ進駐遷延するも友好的に進駐を実施すべきを  
強く主張した。

これより先、九月四日現地交渉の成立に伴い、翌五日大本營陸軍部  
は、南支那方面軍司令官に対し「現任務遂行の爲軍の一部を以て北部  
佛領印度支那に進駐すべき」旨の大本營命令を發令した。然るに佛印  
側の協定無効の通告により、進駐部隊は進駐を中止して待機するの已  
むなきに至つていた。

此に於て政府は、佛印側の遷延態度に對処する爲、九月十三日四相  
會議に於て、次の如き主旨の方針を決定した。

一 九月二十二日を期限とし交渉し、交渉不成立の場合に於ても進駐  
を開始する。

二 交渉不成立の場合の進駐も極力平和的に実施する。但し佛印側が  
抵抗した場合に於ては武力を行使して目的を貫徹する。

右決定の基き、大本營陸軍部は九月十四日、南支那方面軍司令官の  
に対し「北部佛領印度支那進駐日時は九月二十二日零時（東京時間）以  
降とし進駐の方り佛領印度支那軍抵抗せば武力を行使することを得る」  
旨の大本營命令を發令し、且進駐の目的が「対支作戰の基地を設定す  
ると共に支那佛領聯絡路遮断作戰を強化する」ことを指示し  
た。その後右進駐日時は、十七日乃至「二十三日零時以降」と変更  
せられた。而して進駐日時の細部は、現地陸海軍司令官の協定決定の  
まかされていたのである。

かくして、日本軍の北部佛印進駐は、陸路及び海路の兩方面から行  
われたのである。陸路進駐部隊たる才二十二軍司令官の指揮する才五  
師団は、九月二十三日零時を期して進駐を開始した。それは協定成立

後僅かに約十時間の後であつた。従つてオ五師団は、武力進駐の態勢  
を以て進駐し、且オ一線部隊は彼我共に、<sup>海内</sup>於ける現地交渉の日  
満成立を承知しないものもあつた。勢い彼我のオ一線軍隊間の、大本  
營首腦としては予期せざる戦闘が惹起した。

そこで大本營陸軍部は直ちに、二十三日午前三時「陸路よりする佛  
領印度支那への進駐は別々指示する迄中止すべし但し既に越境せる部  
隊は概ね現在地附近に集結し且既に戦闘を惹起しあるに於ては之が紛  
争を成るべく局地に止むるものとする」旨の指示を発甯し、戦闘は翌  
二十四日概ね終熄した。

海路進駐部隊たる印度支那派遣軍——歩兵三大隊基幹——は九月二十六  
日海防の平和裡に上陸した。然しこの際、万一の場合に於ける上陸掩

護に任すべき日本軍陸軍飛行機の一機が、海防西南方郊外を誤爆した事件が起きた。而して、それが誤爆であることが判明したのは翌二十七日であつた。

陸路方面に於ける戦斗の惹起と右陸軍機の誤爆事件とは、東条陸相及び大本營陸軍部の首脳を強く刺戟した。二十六日海内<sup>河</sup>の大本營派遣機隊より海防爆撃の報が中央部に入電するや、直に南支那方面軍司令官安藤利吉中将の罷免が発令せられ、九月二十八日にはオ二十二軍司令官久納誠一中将、オ五師団長中村明人中将、参謀次長沢田茂中将及び現地<sup>の</sup>の作戦指導の爲派遣せられた大本營作戦部長其の他の主要幕僚の左遷又は交代が発令せられた。日独伊三国条約調印の発表で、一般の世論が緊張したとき、大本營陸軍部に於ては、北部佛印進駐を繞る

論争で激昂していたのである。

以上の如き経緯を以て、日本軍の北部佛印進駐が行はれたのであるが、大本營陸軍部は早くも九月二十六日、陸路進駐した才五師団の佛印よりの撤退を發令している。元來大本營陸軍部は、印度支那派遣軍の北部佛印進駐に伴い、南方情勢の發展に備へ、才五師団を上海附近に集結せしめ、専ら上陸作戰の訓練を實施させる腹案を持つており、上海附近集結の爲には、北部佛印を経由して移動する方が便利であつたのである。一方大本營としては、状況により武力進駐を行はねばならぬ場合、印度支那派遣軍を以てする海路進駐のみは依存することは不安であり、才五師団を以てする陸路進駐を併用することが必要であつた。即ち才五師団は、和戦何れにも応じ得る態勢を以て、佛印國境

0187

に配備せられていたのであつて、河内<sup>に</sup>於ける現地協定の成立とこれ<sup>に</sup>伴う進駐との関連に就ての中央部の指導が、前述のようであるならば、現地<sup>に</sup>於ける紛争の惹起は、不可避であつたのであろう。況んや大本營陸軍部の作戦主任幕僚のうち<sup>に</sup>、武力進駐を強行しようとする底流が存在する<sup>に</sup>於ては、益々然りであつた。

北部佛印進駐は、支那事變の早期解決<sup>に</sup>資する目的で行はれたのであるが、これ<sup>に</sup>より南進の<sup>一</sup>歩を進めるといふ狙いも、軍部は固より、政府のうち<sup>に</sup>存在したことは争われない事実であらう。何れ<sup>に</sup>しても結果<sup>に</sup>於て、日本はこれ<sup>に</sup>より南進の<sup>一</sup>歩を踏み出したのである。

日独伊三国条約の発表と日本軍の北部佛印進駐<sup>に</sup>対し、米國は直ち

の反応を示し、九月二十六日、屑鉄及鉄鋼の西半球諸国及び英国以外への輸出禁止を発表し、又英国は十月八日援蔣ビルマルートの再開を通告して来た。

佛印進駐の方り惹起した紛争の責任を問ひ、東条陸相が断行した入事は、注目すべきものであつた。東条陸相は就任以来、部内の統制維持を特に重視し、人事のそれを反映せしめんとしていた。爾後東条陸相の部内の統制維持乃至は掌握力は逐次強化せられ、二・二六事件を頂點とする陸軍の派閥的又は下剋上の傾向は、完全に払拭せられたるに至つた。

三 対華長期戦態勢への転移

日本は、日独伊三国条約の締結、北部佛印進駐による援蔣補給路の

遮断等、重慶政府に對する直接及び間接の政略施策を強化する一方、汪兆銘を首班とする新國民政府との間に、日華基本条約の締結に關し協議を行い、同政府承認の手続きを進めつつあつた。これが爲に、既に昭和十五年四月以来、阿部信行大將が特命全權大使として南京に派遣せられ、新國民政府との交渉に任じていた。

實際に於ては、日華間の新國交調整に關する諸問題に就ての合意は、新國民政府成立前の大体終つてあり、残された問題は、日本の新國民政府承認、これに伴い國交条約の締結を何時行ふかの點にあつたのである。

日本としては、新國民政府の承認前に於て、新國民政府と重慶政府との合作が成功し、重慶政府の合流した新國民政府を承認し、これと

基本条約を締結することが期待せられた。それは即ち日華全面和平の成立である。これが爲に、日本側の重慶政府に対する執拗な和平工作が行われていた。然しこの和平工作も、成功するか如くせざるが如く、荏苒時日が経過し、汪蔣合作の成功を待つ爲、確たる見透もなく長期に亘り、新國民政府の承認を差し控へて置くことは、許し得ない実情に立ち至つていた。そこで日本としては、最終的和平工作を行い、その結果によつて去就を決するの必要に直面したのである。

一方対華作戰の遂行は、昭和十四年秋以来既に、長期戦の態勢に転移していたが、愈々新國民政府承認の段階に立ち至れば、事変は益々長期持久戦の様相を呈し、ここに確乎たる長期戦方策の樹立を必要とした。而して又大本營陸軍部としては、「世界情勢の推移に伴う時局

0191

処理要綱」に基く、南方情勢の発展に備うる爲に、事変処理に一応の結末をつけ、国策の弾力性を保持しようとするが如き考慮もあつた。

かくして、昭和十五年十一月十三日、御前会議が開催せられ、政府側より日華基本条約案及び同附属文書案、大本營側より「支那事変処理要綱」が提案せられ、何れもそれが採擇せられた。

御前会議は支那事変以来、実に四回日のものであつた。閑院宮参謀総長は、十月三日離任せられ、杉山元大将が新参謀総長としてこの会議に出席した外、主なる出席者の顔觸れは前回と同様であつた。(1)

近衛首相は、日華基本条約案を提案するに方り、次の如き説明を行つた。

政府より提出致しましたる案件に就きまして御説明申し上げます。

帝國は昭和十三年一月十一日御前會議決定の支那事變処理根本方針  
 並に昭和十三年十一月三十日御前會議決定の日支新關係調整方針に  
 基き、従来重慶政權に対し其の反省を促し、急速に支那の全面的屈  
 伏を強要すると共に、新たな政治努力の育成を企図し、之を実行し  
 来つたのであります。

然るに現下の情勢に於ては、短期間の之が屈伏至難なるやに察せら  
 るる一方、南京に樹立せられたる新政府は逐次其の政治力を増大し  
 来りつつあるのみならず、該政府と帝國使臣との間に行はれたる条  
 約交渉は今や政府に於て之が採否を決すべき時機に到達したのであ  
 ります。

帝國は此の際新政府を承認し、其の政治力を強化培養して之を我が

方の事変遂行に協力せしめ、以て飽くまで事変の完遂を期するの  
途に出づることが必要と認められるのであります。

依て政府は別紙条約案に対し誦印締結の手続を執らんとするもので  
あります。尤も条約誦印後重慶政權の屈伏を見る場合に於ては更  
新なる処断に出づべきこと勿論であります。

大本營より提案した「支那事変処理要綱」の原案は、陸軍側の主導  
により成案を得たものであつて、十月二十三日陸軍案の決定を見、支  
那派遣軍總司令部とも意見の調整を行つた後、十月二十九日以降海軍  
側との討議を重ね、十一月六日これが完全なる意見の一致を見たもの  
である。この際、大本營陸軍部として、先に決定せられた「世界情  
勢の推移に伴う時局処理要綱」中の南方武力行使問題に就て、その後

海軍側が曖昧な態度を示していたので、「支那事変処理要綱」の中  
南方武力行使の関する見解を更めて挿入し、御前会議に於ける再確定  
を図ろうとしたが、海軍側の反対に依り、取り止められた。当時陸軍  
側の於ては、「支那事変処理要綱」の討議と併行して、南方問題解決  
の策案が考究せられていたのである。

決定を見たる「支那事変処理要綱」これが提案理由及び所要事項の  
説明は次の通りである。

支那事変処理要綱

昭和十五年十一月十三日  
御前會議決定

方針

支那事変の処理は昭和十五年七月決定「世界情勢の推移に伴う時局  
処理要綱」に準拠し

0195

一、武力戦を続行するの外英米後蔣行爲の禁絶を促し且日蔣区々を  
調製する等政戦剛略の凡有手段を盡して極力重慶政權の抗戦意志  
を衰滅せしめ速かに之が屈伏を図る

二、適時内外の態勢を積極的に改善して長期大持久戦の遂行に適應せ  
しめ且大東亞新秩序建設の爲必要とする帝國国防力の弾撥性を恢  
復増強す

三、以上の爲特に日独伊三国同盟を活用す

要 領

一、重慶政權の屈伏を促進し之を相手とする息戦和平を図る爲の諸工  
作次の如し

本工事は新中央政府承認迄其の實效を收むることを目途として

之を行ふ

(一) 和平工作は帝國政府に於て之を行ひ關係各機關之に協力するものとする

註 從來軍民に依りて行はれたる和平の爲の諸工作は一切之を中止す

右工作の實施に方りては兩國交渉從來の経緯に鑑み特に帝國の眞意を明かにし信義を恪守する如く善処するものとする

(二) 和平条件は新中央政府との間に成立を見んとする基本条約(之と一体をなすべき艦船部隊の駐留及海南島の經濟開發に關する秘密協約を含む)に準據するものとし日本側要求基礎条件別紙の如し

0197

(三) 右和平交渉は汪蔣合作を立前とし日支間の直接交渉に依り之を行方を以て本則とするも之を容易ならしむる爲独逸をして仲介せしむると共に対蘇国交調整をも利用す

支那側の実施する南京及重慶の合作工作は之を促進せしむるものとし帝国政府は之に對し側面的援助を爲す

(四) 新中央政府に對する条約締結は遅くも昭和十五年十一月末迄に完了するものとす

二、昭和十五年末に至るも重慶政權との間に和平成立せざるに於ては情勢の如何に拘らず概ね左記要領に依り長期戦方略への転移を敢行し飽く迄も重慶政權の屈伏を期す

長期戦態勢転移後重慶政權屈伏する場合に於ける条件は当時の情

勢に依り定む

一七三

(一) 一般情勢を指導しつつ適時長期武力戦態勢の転移す

長期武力戦態勢は一般情勢大なる変化なき限り蒙疆北支の要域及漢口附近より下流揚子江流域の要域並廣東の一角及南支沿岸要點を確保し常に用兵的弾撥力を保持しつつ占領地域内の治安を徹底的に肅正すると共に封鎖並航空作戦を続行す

(二) 新中央政府に対しては一意帝國綜合戦力の強化に必要な諸施策に協力せしむることを主眼とし主として我占據地域内への政治力の滲透に努力せしむる如く指導す

重慶側は究極に於て新中央政府に合流せしむるも新中央政府をして之が急速なる成功に焦慮するが如き措置は採らしめざるも

0199

のとす

(三) 支那に於ける経済建設は日滿兩國の事情と関連し国防資源の開発取得に徹底すると共に占領地域の民心の安定に資するを以て根本方針とす

(四) 長期大持久の新事態に即応する爲速かに国内体制を積極的に改善す

在支帝國諸機関の改善改廢を断行し施策の統制を強化す

別紙

日本側要求基礎条件

一、支那は滿洲國を承認すること

(本項具現の方式並に時期に付ては別途考慮することを得)

一七  
五

二、支那は抗日政策を放棄し日支善隣友好関係を樹立し世界の新情勢に対応する爲日本と共同して東亞の防衛に当ること

三、東亞共同防衛の見地より必要と認むる期間支那は日本が左記駐兵を行うことを認むること

(一) 蒙疆及北支三省に軍隊を駐屯す

(二) 海南島及南支沿岸特定地點に艦船部隊を駐留す

四、支那は日本が前項地域に於て国防上必要なる資源を開発利用することを認むること

五、支那は日本が揚子江下流三角地帯に一定期間保障駐兵をなすことを認むること(状況に依り機宜取捨す)

0201

註 右条件の外左記我方要求は実質的の之を貫徹するに努むるを要す

一、汪蔣兩政權の合作は日本の立場を尊重しつつ国内問題として処理すること

二、日支の緊密なる經濟提携を具現すること

經濟合作の方法に關しては従来の方法を固執せず平等主義により形式的には努めて支那側の面子を尊重するものとす

三、經濟に關する現状の調整は日支双方に混亂を生ぜしめざる様充分なる考慮を以て処理すること

「支那事変処理要綱」提案理由

一七六七

大本營陸軍部

大本營海軍部

先程内閣総理大臣の説明の如く帝國は従来重慶政權に對し政戰兩略の綜合戦力を統合強化し以て之が全面的屈伏を強要すると共に新なる政治勢力の育成を企図し之を實行し来れり

然るに近時に於ける國際情勢の趨向は動もすれば重慶側をして情勢は寧ろ日本に不利なるかの如き感を抱かしめ爲に未だ抗戦を断念せしむるに至らず一方新中央政府に對しては本日提案せられたる日支新条約の調印に依りて近く之を承認するの運びとなるべく他方未曾有の世界情勢の変化は日独伊同盟成立と共に大東亞の監主たるべき

0203

き帝国の綜合国力特に弾撥性ある国防力の確保増強を要請すること  
益々急をらんとしつつあり

敘上の如き情勢下に於て短期間に重慶政權の屈伏を期待するは望薄  
しと思慮せられ必然的に事變の長期持久化は避くべからざるに至る  
べし

之が爲支那に在りては帝国の政戦剛略をして眞に長期態勢に轉移せ  
しむると共に新中央政府をして一意帝国綜合戦力の緊急強化に必要  
なる諸施策に協力せしめ兵を用いて兵を養うの策を講じ内に在りて  
は国内戦時体制を刷新強化すると共に帝国国防力の弾撥性を益々擴  
充強化するに努め以て将来に於ける世界の變局に對処するの準備に  
遺憾なきを期しつつ遂には重慶政權をして其の抗戰意志を衰滅する

に至らしむるを要す

一七九

然れども新中央政府承認迄に重慶側を新中央政府に屈伏合流せしめ  
以て新中央政府をして眞に新支那に於ける新中央政府たるの實を備  
うるに至らしむべきは帝国として最も希求する所にして殊に新中央  
政府承認後に於ける対重慶諸工作の困難性を予想せらるるに於て特  
に然りとす

帝国は幾に連絡会議に於て決定せる「世界情勢の推移に伴う時局処  
理要綱」に準據し諸施策を実行しつつあるも今や内外諸情勢の变化  
に伴い大本營として茲に更に本要綱を提案し今後に於ける対支処理  
の根本方針を闡明ならしめんとする所以なり

尙南方問題に關しては成るべく速かなる時機に於て之が解決策を検

0205

對の上連絡會議の附議致度所存なり

「支那事變處理要綱」の關する所要事項  
の説明に就て

大本營陸軍部

大本營海軍部

方針に就て

第一項に關し

支那事變の目的に鑑み能く迄重慶政權の抗戰意志を衰滅せしめ之  
が屈伏を策する事極めて重要なるを以て特々明記せるものなり而  
して抗日勢力の反省を促し東亞の新秩序を建設して速かに東亞永

一  
八

0206

遠の平和を確保し以て世界平和の確立に寄與するは即ち帝國不動  
の方針にして帝國は新中央政府承認後於ても依然重慶側に対す  
る矛を収めず其の屈伏を期すべきことば依然何等の變化なきもの  
なり

オ二項に關し

大東亞新秩序建設の爲には支那事變の急速解決と否とに關らず帝  
國は自主的に長期大持久戰の態勢を整へ世界情勢の變転に應ずる  
と共に進んで帝國の必要とする國防力を恢復増強せざるべからざ  
るは勿論にして事變長期化の傾向濃厚なる現時の情勢に於て特に  
其の緊急なるを認めらる本項は右の趣旨を明示するものにして「内  
外の態勢を積極的に改善し」とは内にては長期武力戰態勢を

0207

整頓するは勿論国内戦時体制の強化並綜合戦力の擴充、外に在りては日独伊三国同盟の活用に依る戦時外交態勢の確立、日蘇国交の調整等を意味するものとす

カ三項に關し

本件はカ二項中「内外の態勢を積極的に改善し」に包含せらるべき事項なるも帝國施策の樞軸を爲すべき重要因子たるの外方針カ一項にも關連すべき事項なるを以て特之を明記せるものなり

要領に就て

カ一項に關し

本項は新中央政府承認に至る迄の重慶屈伏工作を掲記せるものなり昭和十三年一月十六日に於て「國民政府を對手とせず」との帝國政府の聲明あり次で昭和十三年十一月三日に於て國民政府と雖

も従来の指導政策を一擲し其の人的構成を改替し「更生の實を擧げ新秩序の建設に來り參するに於ては敢て之を拒否するものにあらずる旨を聲明し今日と雖も重慶政權にして自ら屈伏し其政權との合作を企図するに於ては帝國は寛容以て之と戦を息め和平を講ずるの用意あることを示せるものなり然れども徒に時日を遷延するは内外の情勢之を許さざるを以て右屈伏息戦工作は新中央政府承認の時期を以て限度とし急速なる事實終結を希求せるものとす

(一) 就て

従来行はれたる重慶との和平工作の中には動もすれば統制を紊り而も帝國の眞意を傳へざるのみならず誤傳をなすものさへありて却て重慶側をして帝國の国力を輕視して抗戦意識を昂揚せ

しめ一方南京政府さへも帝国の信を疑はしむる等の事もありし  
に鑑み此の際之を統制して帝国政府に於て直接重慶側に施策し  
て其の息戦和平を促す爲の万般の手段を竭すこと緊要なるを以  
て帝国政府一筋に於て実施し關係各機関之に協力することとせ  
り之が爲従来軍民に依り行けたる和平工作は直に清算せらる  
べきものとす

尙本和平工作の実施に方りては特に帝国の眞意を明かにし帝国  
の信義を恪持すべき著意の必要なることは勿論なり

(二) 就て

対重慶和平工作に於ける和平条件は本日提案せられたる日支新  
条約に準據すべきは当然なるも独逸仲介等の事実にも鑑み幾に

政府工作上の基準として決定せられたる基礎条件を採用し現段階に於ける工作実施上の標準たらしむるを適当と認め之を別紙とせり

(三) 就て

帝国政府の行方和平交渉は日支間の直接交渉に依るを本則とするは当然なるも重慶に對する効果を大ならしむる爲には一般の情勢上独逸の仲介を利用し且對蘇國交調整に依る間接的對支壓力を利用するを有利とするを以て之を特に記述せり

支那側の実施する汪蔣合作は新中央政府樹立の方針にも鑑み之を促進せしめ帝国政府は其の事変処理方針に背馳せざる如く側面的に指導援助するものとす

0211

(四) 就て

新中央政府との条約締結及承認の時期に關しては動もすれば過度に重慶和平工作の成功に期待して却て重慶政權の遷延策に引摺られて遅延するに至ることなきやを顧慮し自主的に之に基準を與へたるものなり即ち事務的処理を自然の経過に委したる場合を基準とし遅くも昭和十五年末迄と限定し茲に新中央政府承認の決意を明確にせり

才二項に關し

本項は昭和十五年末に至るも重慶政權の屈伏和平を見ざる場合に於ける施策を掲記せるものなり

本項中「情勢の如何に拘らず」と記述せるは将来の情勢必至の見

一八  
六

0212

透に基き確乎不拔の意志発動を明確にせるものにして併せて過度に對重慶和平工作に執著し却て事変処理に有害なる結果を来さんことを戒め長期戦轉移の時機を自主的に決定すべきを原則とすることを示せるものなり而して縦い長期戦態勢に轉移するも帝国の支那事變目的は変更すべきにあらざして政戦剛略の統合に依り飽く迄重慶側への屈伏を期すべきなり

尙長期戦轉移後重慶側が遂に屈伏する場合に於ては之を新中央政府に合流せしむるを本則とするも之が取扱及条件、新中央政府の指導等に関しては帝国内外の情勢、支那の情況等を考慮し決すべきものなり

(一) 附て

0213

(1) 長期戦態勢に於ける武力戦指導の要領は支那奪取の目的を實現せしめ、現在の対支武力膨力を保持するに努め、特異の政略との統合調整と相俟ちて長期消耗に依る重慶側の屈伏を図り、他方面帝國国防力の弾後性を恢復増進して将来の變局に備うるに在り、之が爲占據地域に所要の取捨を加へ又派遣部隊の兵力編成に所要の改変を加ふるの要あるものとす

(2) 長期戦に於て確保すべき地域

前項趣旨に依り北支方面に於ては概ね蒙疆、山西、河北並に山東省の要域、中支方面に於ては武漢附近の要域並に同地より下流揚子江流域の要點並に南京、上海、杭州の三角地帯附近、南支方面に於ては廣東附近、海南島及其の他沿岸の要點

を確保せんとするものにして其の概略の範囲は現占據地域と  
著しき変化はなきものとす

(イ) 本項中「一般情勢大なる変化なき限り」と示し情勢の大なる  
変化ありたる場合の支那に於ける武力戦態勢に關しては更に  
検討決定すべきことを明かにせり

(二) 就て

新中央政府に對しては之を以て支那事變の解決政府たらしむる  
如く重慶との対立關係に於て帝國の施策に協力し日支一体とな  
り重慶屈伏の實を擧ぐべく指導すべきものとす而して帝國とし  
ては新中央政府の育成強化に努め其の實力具備を図らしむる爲  
無用の干渉を避くべきも該政府をして徒に其の職分を逸せしめ

一八九九

0215

或は過度に重慶との合作に焦慮せしむるか如きは其の推進に於ても戒むべき所にして其の施策に方りては飽く迄も帝國の綜合戦力強化に資せしむべきものとす

(三) 就て

支那に於ける經濟建設に關しては日滿支相互聯関の計畫に於て國防資源の開發を主とし帝國綜合国力を強化するの趣旨に基き実施せらるべきものとす

(四) 就て

長期戦態勢を確立する爲に国内体制の改善は積極的に実施せざるべからず又本項末文は帝國の支那に於ける政治、外交、經濟指導機構若くは機能の統制強化を期する爲に外務省、興亞院、其の他各

官庁の現地派遣機関の組織、権限機能及其の相互關係並に陸海軍及各機関間の關係調整等に関し検討を加へ長期戰態勢に應ぜしむるを意味するものとす

右「支那事變処理要綱」の決定に基く和平工作は、松岡外相の手により進められ、重慶側との間に諜報路線を通じ若干の応酬があり、一時は緊張したが遂に不調に歸した。

繼つて、事變遂行に關する重要國策即ち所謂戰爭指導に關しては、従来大本營政府連絡會議又は御前會議により運営せられて来たが、この間比較的重要なならざる事項に就ては、五相會議乃至は四相會議により処理せられていた。この場合陸海軍大臣は、その特殊の性格よりして統帥部の意見をも実質的に代辯する立場にあつたのであるが、戰爭

指導の適時適切なる運営を期し難い憾みがあつた。そこで十一月二十六日、四相会議に於て、東条陸相の提議により、目今毎週木曜日恒例的の政府と大本營との連絡会議を開催することが決定せられた。会議の場所は、従来官中で行われていたのを総理官邸に変更し、これを大本營政府連絡懇談会ということとなつた。

十一月二十八日、オ一回の連絡懇談会が開催せられ、政府及び大本營は新國民政府承認の時機を十一月三十日と決定した。

かくして日本は十一月三十日新國民政府を承認すると共に、これと日華基本条約を締結し、且日滿華三国は次の如き日滿華共同宣言を發出した。

### 日 滿 華 共 同 宣 言

大日本帝國政府

一九三

滿洲國政府

中華民國政府は

三国相互に其本然の特質を尊重し東亞に於て道義に基く新秩序を建設するの共同の理想の下に善隣として緊密に相提携し以て東亞に於ける恒久的平和の樞軸を形成し之を核心として世界全般の平和に貢獻せんことを希望し左の通り宣言す

一 日本國、滿洲國及中華民國は相互に其の主權及領土を尊重す

二 日本國、滿洲國及中華民國は互恵を基調とする三国間の一般提携就中善隣友好、共同防共、經濟提携の實を懸ぐべく之が爲各般に巨り必要なる一切の手續を講ず

0219

三、日本國、滿洲國及中華民國は本宣言の趣旨に基き速かに約定を締結す

事變勃發以來三年有半、早期解決の努力も空しく、日本はこれを転機として、名実共に長期持久の態勢に転移したのである。爾後重慶政府に対し、日本より進んで和平工作を行うこと、敢えあせず、重慶政府が遂に新国民政府に合流し来ることを期待してゐた。

日本が新国民政府を承認するや、ルーズベルト大統領をして空前の三期留任を許した米國は、恰もこれに對抗するが如く、十一月三十日一億弗の援蔣借款の供與を發表した。

### 三、國內体制の強化

以上述べ來つた如き對外施策の推進と併行し、國內に於ては、前記

「基本国策要綱」に基く国内体制の刷新強化が、著々実現せられて行つた。一九四五

近衛公の提唱による新政治体制確立運動は、同公に対する組閣の大命降下により、一時待機の姿勢に置かれた。この間、既成政黨たる政友会久原派、同中島派及び民政黨は、新内閣成立の前後に於て相次で解黨した。新内閣の内外に対する新政策採擇後に於て、近衛公の直面する問題は、この新政治体制確立の問題であつた。それは勢い政府の手によつて推進せられることとなつた。

政府は、新体制の準備促進の爲首相を委員長とし政府及民間各界層の代表を委員とする新体制準備会を組織し、八月二十三日その第一回会合が開かれた。この席上近衛首相は、聲明を述べて新体制の基本理念を明かした。それは、新体制の基本課題が、統帥と國務との調和

政府部内の統合及び能率の強化、議會翼賛体制の確立の三點に存し、これが基底は、万民翼賛の新國民組織の確立にあることを強調し、且その組織は、經濟文化の各領域に亘り縦に組織化されると共に、各組織を横に統合する全體的のものたることを明かしたのであつた。而してそれは、一府一黨の形をとるものでないことは勿論、所謂政黨運動でもなく、要するに、國民があらゆる部門に於て、大政翼賛の體を致さんとする國家的且恒常的なる組織であるとせられたのである。

爾後この新体制準備会の主宰により、新体制運動は促進せられ、この間、運動の名稱を大政翼賛運動、会名を大政翼賛会とすることゝ決定し、十月十二日大政翼賛会の発会式が舉行せられるに至つた。

この大政翼賛運動とは、大政翼賛の臣道實踐という一事に盡きるも

一九三〇

0222

のとせられた。而してこの運動が単なる精進運動の墮さな<sup>一九七七</sup>い爲の組織

として大政翼賛会が生れたのである。即ち大政翼賛会は、内閣総理大臣を総裁とし、東京の中央本部より各府県道の地方支部に連なる國民の中核体組織であつて、それには、下意上達の機関として中央地方を通じて隣組常会にまで至る協力会議が持たれてある。

大政翼賛会は、発会式に方り、何等の綱領及び宣言を發表せず、十二月十四日に至り次の如き実践要綱を發表した。

#### 大政翼賛会実践要綱

今や世界の歴史的轉換期に直面し八紘一宇の顯現を國是とする皇國は一億一心全能力を擧げて天皇に歸一し奉り物心一如の國家体制を確立し以て光輝ある世界の道義的指導者たらんとす

0223

茲に本会は互助相誠皇國臣民たるの自覺を徹し率先して國民の推進力となり當の政府と表裏一体協力の關係を立ち上意下達下情上通を図り以て高度国防國家の實現を努む

一、臣道の實踐に挺身す 即ち無上絶對普通の眞理の顯現たる國体を信仰し歴代詔勅を奉体し只管維新の大進を顯揚す

二、大東亞共榮圈の建設に協力す 即ち大東亞の共榮体制を完備しその興隆を図ると共に進んで世界新秩序の確立を努む

三、製贊政治体制の建設に協力す 即ち經濟文化生活を製贊精神に歸一し強力なる綜合的政治体制の確立を努む

四、製贊經濟体制の建設に協力す 即ち創意と能力と科學を最高度發揮し綜合的計畫經濟を確立し以て生産の飛躍的増強を図り大東

一九四〇

亞に於ける自給自足經濟の完成に努む

一九三九

五 文化新体制の建設に協力す 即ち国体精神に基き雄渾高雅明朗にして科学性ある新日本文化を育成し内は民族精神を振起し外は大東亞文化の昂揚に努む

六 生活新体制の建設に協力す 即ち公益を廣め世務を開き新時代を推進する理想と氣魄を養ひ国民悉く一 가족の成員として国家理想に結集すべき生活体制の樹立に努む

かくして、近衛公の提唱による新体制運動は、大政翼賛運動乃至大政翼賛会として、表面華々しく發展して行つた。新体制なる標語は全國を風靡し、それは、政治、經濟、思想の各分野に亘る一種の改新運動とも目される勢いであつた。事實に於て、新旧各分野の対立勢力は、

一應大政翼贊会の傘下の糾合せられたのである。

時は恰も、紀元二千六百年の秋であつた。これが紀元行事として、十月十一日には横浜沖に於て特別観艦式が、又同月二十一日には代々木練兵場に於て特別観兵式か、夫々大元帥たる天皇の親臨を仰いで行はれ、次で十一月十日には紀元二千六百年式典、翌十一日には紀元二千六百年奉祝会が、何れも宮城前に於て、天皇皇后臨御の下に極めて盛大に舉行せられた。右式典に於ける近衛首相の壽詞に曰く

天皇陛下聰明聖哲允文允武夙祖宗の丕績を紹ぎたまひ宵肝治を図り文教を弘め武備を整へ威烈の光被する所昭明の化普率に洽く億兆臣民皆雨露の恵沢に浴す方今世局の變急なるに臨み或は六帥を異域に出し或は盟約を友邦に結び以て東亞の安定を確立し以て世界

二北

の平和を促進したまけんとす洵に絶大の盛徳曠古の大業として皇祖  
肇國の宸意と神武天皇創業の皇謨とに契合せざるはなし臣等生を昭  
代に享け此の隆運を仰ぎ感激持躍の至りに堪えず

以て当時、如何に國民が昭和の聖代を謳歌し、國運の隆盛に陶醉して  
いたかを窺知し得るであろう。

政治新体制運動が、大政翼賛会の結成へと発展しつつある間、こ  
れと併行して経済新体制運動も具体化せられざるを得なかつた。それ  
は前記「基本国策要綱」に基く必然の発展であつた。かくして十二月  
八日には勸励的なる「経済新体制要綱」の閣議決定を見るに至つた。  
「経済新体制要綱」の基本方針は次の通りである。

日滿支を一環とし大東亞を包容して自給自足の共榮圈を確立し其の

圈内に於ける資源を基きて国防經濟の自主性を確保し官民協力の下に重要産業を中心として総合的計畫經濟を遂行し以て時局の緊急に對処し国防國家体制の完成に資し依つて軍備の充實國民生活の安定國民經濟の恒久的繁榮を圖らんとす而して之が爲には

(一) 企業体制を確立し資本經營勞務の有機的一体たる企業をして國家綜合計畫の下に國民經濟の構成部分として企業担当者の創意と責任とに於て自主的經營に任せしめ其の最高能率の發揮に依つて生産力を増強せしめ

(二) 公益優先職分奉公の趣旨に従つて國民經濟を指導すると共に經濟団体の編成に依り國民經濟をして有機的一体として國家總力を發揮し高度国防の國家目的を達成せしむるを要す

二〇三  
いう迄もなく、日本の経済はこれより、統制経済より計費経済へ、  
利潤本位より生産本位へと転移して行つたのである。

纏つて、大政翼賛運動は政治運動なりや否や、従つて大政翼賛会は  
政治結社なりや否やは当初より論議の岐れるところであつた。元来近  
衛公が、七月七日輕井沢に於て、新聞記者に語つたところの新政治体  
制に關する抱負も、その具体的構想に於て明確を缺くものがあつた。  
既成政黨は、近衛公を黨首とする新黨運動なりと判断して解黨し、  
又一部の革新勢力は、これを利導して一國一黨政治の実現を図らんと  
した。近衛公が新体制準備会発足の方り進べた聲明に於ても、一方に  
於て新政治力結集の必要を強調し、他方に於て一國一黨乃至政黨運動  
への發展を否定している。勢い大政翼賛会は、幾多の矛盾を藏し、結

局同床異夢の各種勢力の集合体へ過ぎなかつた。やがては、翼賛会首脳部の間に種々なる確執が生じ、国会議員は別途の動きを示し、大政翼賛会の憲法違反論も喧傳せられるに至つた。

十二月六日に於ける平沼國務相の入閣は、大政翼賛運動の性格転換を決定的ならしめるものであつた。即ち近衛公の提唱推進し來つた新政治体制運動は、これにより単なる精神運動と転化したのである。その後十二月十四日、発表せられたる前記大政翼賛実践要綱の内容は、それを物語つてゐる。

翌昭和十六年一月二十八日、近衛首相は帝國議會に於て、翼賛会は単なる政府の補助機関にして、自ら政策を樹立し、或はこれを実行する機関ではなく、それが独自の政治的意見を持つて行動する政黨と異

なる所以であると述べ、次で二月八日再び議會に於て、大政翼賛會が  
政治結社にあらすして公事結社なることを明かした。

0231